

域自治振興会と行政の係わり
のあり方をどのように定める
のが適当かを検討しておりま
す。拙速な制定ではなく、議
会の皆さまにもどのような形
にするのが良いかご意見を求
め、条例案の熟成を図りたい
と考えており、ご理解をお願
いします。

第3 適正な財政運営を 目指す

本町は本年度から始まる新
過疎法も対象とならず、引き



続き過疎指定による地方交付
税などの優遇算定や交付税補
てん措置のある有利な起債活
用もできない状況にあります。
国や道に対しても、関係市町
と連携し、非過疎地の実情を
強く訴え、過疎地と非過疎地
の財政支援格差の是正を図ら
れるよう努めます。

このような中、安定した福祉
向上を図っていくためには
「人の輪」により安定した財
源確保を図って行く必要があ
り、次のことを推進します。

①町税などの公平な賦課徴収
の推進

町税などの賦課
徴収は自治の基本
であります。納税
者等の理解を求め
るとともに、上川
滞納整理機構とも
連携し、公平な徴
収を図ります。

②定住人口の確保

適疎で、各地区
の均衡と活力ある
地域づくりを進め
るためには、定住
者の拡大を図って
行く必要があります。
次の施策に努めま
す。

ア、土地開発公社と連携した
宅地造成
イ、北工学園の学生確保支援
ウ、外国人(韓国、台湾など)
滞在による日本語学習支
援

③企業立地促進と起業化支援

④国や道の交付金・補助金な
どの積極的な活用

⑤民間資金の利活用

⑥協力金の拡大推進

⑦指定管理者の経営努力によ
る指定管理委託料の縮減化

⑧財産の適正管理と使用目的
のない普通財産の積極的な売
却

財産の適正管理を行い、具
体的な使用計画のない「遊休
資産」については売却を目指
します。

⑨起債の適正管理

起債する場合には出来る限
り有利なものを借り入れ、意
味のない償還据え置きを止め
るなど負担軽減を進めていま
す。起債の30%近くは公営住
宅建設に係るもので、管理収
支のバランスにも配慮した管
理の徹底化を図ります。

第4 国の緊急補正予算 の活用と繰越明許等

21年度は政権交代前後にお

いてそれぞれ緊急経済対策、
雇用対策のための補正予算が
2度にわたり組まれました。

本町では次のような新たな需
要の創出や22年度以降執行予
定のものも前倒しし、地元発
注や地元業者の下請けを促す
など、積極的な活用により地
域経済活力の向上と雇用確保
を図ってきております。

ただし、一部は今年度予算
へ繰越明許費等として繰り越
すことにしています。

- ①耐震化のために学校整備
- ②光ファイバー網の整備促進
- ③雇用機会確保の促進
- ④調和のある共生施設の充実
- ⑤世界へ向けた観光情報発信
- ⑥その他

第5 予算(案)編成

政権交代により国庫交付金
の情報不足の中で、投資的
な事業については国庫財源を
出来る限り見込んでおります。
しかし今後の状況によっては
見直しが必要となる場合があ
ることをご理解願います。第
4に明記しました繰越明許費
等を含んだ予算(案)編成と
しています。

平成26年、開拓120年目
を目標に東川小学校等の複合

施設整備を計画しております。
政権交代によりコンクリート
建造物に対する支援が大きく
転換されていく中、国庫財源
等の依存財源については予測
が難しいものの、経常経費の
縮減化や事業見直しにより、
重点施策の実現を図るとも
に建設資金の自主財源の確保
のため基金積立を目指してい
きます。

また今年度においても予測
される国等の補正予算により、
景気や雇用、環境対策等が展
開された場合にも柔軟に対応
できる体制を整えるように努
めます。

(1)公会計の整備

前政権下において地方公共
団体における公会計の整備に
ついて、「簡素で効率的な政
府を実現するための行政改革
の推進に関する法律(平成18
年6月2日法律第47号)」等
で推進要請が行われてきてい
ます。同法律第62条において
「国の定める趣旨を踏まえ、
その地域の実情に応じ、積極
的に推進するよう努める」と
明記されており、各自治体の
資産及び債務を適正に管理し、
財政運営の適正化を目指すも
のであります。

本町においては、既に資産を
「今後行政展開に必要な資産」
「現在執行上必要な資産」
「遊休資産」に分類し、債務
についても管理すべき資産と
債務の関係を明らかにし、特
に収入を生む資産と債務につ
いての管理徹底を図るなど、
資産と債務管理に努めてきて
おります。また財政の運営に
当たっては、財政運営方針を
定めるとともに財政状況も目
的別や性質別に分析し、健全
な財政運営を出来る限り分か
りやすく公表してきておりま
す。

新政権下においては地域主
権を強く推進しており、本町
が新たに国が努力目標として
定めております公会計を持つ
ことは、投資と効果の面から
「支出多くして得るもの少な
し」と判断し、公会計につい
ては会計処理の一本化等の時
期まで静観する方針とします。

第6 時代の変化に順応 する職場づくり

前述していますが、守るべ
きものと変えるべきものとの
調和を図りながら、時代の変
化に順応したより高い住民サ
ービスを目指していきます。

このためには常に最少経費に
よる効率的な事務処理体制の
実現化が大切であり、職場・
職員の士気のお一層の高揚
に努めます。

(1)組織機構の見直し等

重点施策等を展開するため
には、業務を円滑に推進する
ための組織機構を常に見直し
を図り、住民サービスの向上
に努めます。また社会福祉協
議会との連携を充実し、高齢
者がより安心し、安全に暮ら
すことができる社会環境づく
りに努めます。農協、商工会
観光協会と連携し、産業振興
に努めます。

町長に「定住促進課」、教
育委員会に「こども未来課」
の2課の新設を行います。

(2)人材育成と人脈づくり

国や道との連携は、成長過
程にある地域主権の実現化や
安定した行政運営を図る上
で極めて大切なことです。限
られた職員体制の中で、理解
を求めながら、人材の育成と
国や道との連携充実のため、
新たに2人の職員派遣を行
います。また1人は北海道から
の派遣を求めます。
ア、内閣官房地域活性化総合

事務局
イ、北海道地域主権局

第7 重点施策の推進

今年度も前年度に引き続き、
町税等の賦課徴収の円滑化、
定住対策の推進をはじめ、女
性の社会進出による子育て環
境の充実、次代を担う子供た
ちが逞しく、人間愛をもって
国際社会の中で活躍できる教
育環境の充実、高齢者が安心
して暮らすことができる交通
の利便性の充実、農地整備の
ための地区調査及び地籍調査
のための準備など、きめ細や
かなサービスの充実を重点と
して振興を図ります。

特に東川小学校は耐震化対
策等から全面移転改築し、平
成26年度を目標として改築す
る計画であります。今年度は
具体的な建設場所を特定し、
学校機能として子供たちに知
識の詰め込み教育だけではな
く、体育、徳育、食育にも配
意し、かつ「出会い」により
五感を刺激し、体験活動を通
じた感性豊かな総合的な教育
環境の整備のための計画樹立
に努めます。

また東川小学校跡地は市街
地の顔となる活性化施設とし

て活用できるように関係者
と話し合い、計画樹立にも努
めます。

今年度の施策を展開するに
当たり、次の3点を特に重点
とします。

1、「居場所を大切に作る町 づくり」の推進

安心・安全の原点は、赤ち
やんから高齢者まで自らが安
心して暮らすことができる居
場所がしっかりと確保される
ことと考えています。このよ
うなことから、居場所が確保
され、大切に行政を引き
続き進めていきます。

(1)「君の椅子」等プ ロジェクトの推進

米国の著名な方が
書かれた本の中で、
里子の希望が紹介さ
れています。「私は
愛してくれる家族と
愛することができ
る家族がほしい。私
はここが私の居場所と
呼べる場所がほしい」と
書かれています。
次代を担う子供にと
って最小の居場所
ある椅子を通じて、
家庭内で親子の絆を
深め、「両親は最高



昨年の君の椅子第1号プレゼント(6月11日)